

下呂市告示第 222 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 23 日

下呂市長 山 内 登

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名 称	
下呂市濁河温泉市営 露天風呂	岐阜県下呂市小坂町 大洞 965 番地 2	株式会社ノイジィー	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 31 日